

第4章 計画の取り組み

第4章 計画の取り組み

1 啓発広報活動・権利擁護の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように、いきいきと生活するためには、周囲の人が障がいのことを正しく理解し、障がいのある人の人権を尊重することが大切です。

このため、すべての市民が、福祉意識の醸成やお互いの人権を尊重できる地域社会に向けた取り組みます。

(1) 障がいのある人への理解の促進

日本国憲法で保障されている基本的人権が社会生活で実現され、障がいのある人に対する差別や偏見がなくなり、「心の壁」が取り除かれるように、広報紙などの各種広報媒体の活用、講演会などの啓発行事の開催、障がいのある人の雇用促進行事など、関係機関や福祉関係団体の行うイベントへの参加・協力を進めます。

取り組み	内 容
各種広報媒体の活用	広報びぜん・ホームページ・有線テレビ放送（ひなビジョン）などにより効果的な啓発、情報提供を行い、障がいへの理解促進及び障がいのある人の雇用の推進を図ります。
啓発パンフレットの作成	啓発用パンフレットを作成し配布するなど、さまざまな機会をとらえて効果的な啓発広報を行います。
イベントへの参加協力	福祉関係団体の行うイベントについて、地域へ参加協力を呼びかけます。
市民ふれあい福祉まつりの開催	障害者週間の取り組みとして、障がいのある人、ボランティア、市民等が交流し相互理解を深めることを目的として、「市民ふれあい福祉まつり」を開催します。福祉まつりでは、福祉事業所の生製品の販売なども行います。

(2) 福祉教育の推進

子どもから大人まで、生涯にわたって市民の福祉意識を高めるため、学校、社会福祉施設、青少年育成団体、公民館、企業、ボランティア団体などを通して、福祉教育の推進を図ります。

取り組み	内 容
児童・生徒の交流の促進	障がいに対する理解を促進するために、特別支援学級と通常学級との交流を促進します。
総合的な学習の時間などの活用	ノーマライゼーションの理念やバリアフリーについての学習機会を設けます。

取り組み	内 容
学校と社会福祉施設との交流	各地区の学校と障がい者施設や事業所・保育園などの社会福祉施設との交流を促進します。
特別支援学校との交流の促進	特別支援学校の児童生徒と地域の学校の児童生徒との交流を深め、相互の理解促進を図ります。
事業所等と地域の交流の促進	事業所等で地域に即した創意と工夫をこらし、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、地域交流・福祉教育を推進します。
講 座 の 開 催	障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉や人権に関する内容を盛り込んだ講座を開催します。

(3) 権利擁護

障がいのある人が地域において安心して生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進するよう努めます。また、虐待通報の体制整備や、虐待を受けた障がいのある人への支援、養護者などに対する支援を充実します。

取り組み	内 容
成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障がいのある人にとっては、財産管理や各種契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあう恐れがあります。このため、自己決定の尊重と本人保護を目的とした成年後見制度の利用を促進し、スムーズに制度が利用できるように支援します。 障がい福祉サービスを利用又は利用しようとする重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、成年後見制度の申立てに必要な経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。【地域生活支援事業】 また、後見人の人材確保のために市民後見人の養成を行います。
日常生活自立支援事業の利用促進	障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業の利用を促進し、各種福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などの支援を行います。
虐待への対応	福祉事務所に障がい者虐待対応の窓口を設置し、通報の受付やその後の支援を行います。また、県や専門職アドバイザーなどの関係機関と連携を密にし、虐待防止に努めます。

(4) 障がいを理由とする差別解消の推進

障害者差別解消法に関する広報・啓発を行うほか、障がいに対する理解を深めるための研修会等を開催するなど、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別解消の推進に取

り組みます。

また、身体、知的、精神の3障がい間における制度格差を解消するよう、国や県へ要望していきます。

2 ボランティア活動の推進

人口の高齢化、少子化、核家族化による家庭形態の変化等、地域社会の構造が変化している中で、制度改革により、障がいのある人の生活基盤が施設や病院から地域へと移行しています。障がいがあっても地域の中で暮らしていける社会となるには、地域の人々が、障がいとその障がい故の生きづらさを理解して、多様性を受け入れる寛容な地域社会を共に作っていくことが求められます。

このためには、住民同士の助け合いによる積極的な地域福祉活動の展開が必要であり、行政、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、福祉団体、当事者・家族等が相互の連携を密にし、ボランティア活動の推進を図ります。

(1) 「ボランティア活動センター」の充実

社会福祉協議会に設置されている「ボランティア活動センター」の機能を充実・強化します。

取り組み	内 容
コーディネーター等の配置	コーディネーターや専門員などの職員を配置し、機能強化に努めます。
研修会の開催	ボランティア養成のための研修会や講座などによって障がいの理解やニーズへの対応を学び、地域福祉の推進に取り組めます。
啓発講習会の開催	地域住民、ボランティア、当事者などを対象とした啓発講習会を開くなどしてボランティア活動の活性化を図るとともに、災害時のボランティア活動の中心的機能を果たせるようにします。

(2) 研修会・講習会の充実

社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、さまざまな研修会や講習会を実施します。

取り組み	内 容
地域住民を対象とした研修会の開催	青少年から高齢者まで幅広く地域住民を対象として、ボランティア活動についての研修会や講習会を行います。
手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成します。 【地域生活支援事業】

(3) 障がいのある人のボランティア参加

障がいのある人本人が、家族などと一緒にボランティア活動に参加しやすい環境整備に努めます。

取り組み	内 容
障がいのある人のボランティア参加	障がいのある人自身がボランティア活動などに参加できるよう関係団体との連携を強化するとともに、情報提供を充実します。
ピアカウンセリングの実施	障がいのある人自身による相談事業の実施に努めます。

3 相談体制及び情報保障の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を続けるためには、日常生活に関わるさまざまな困りごとを気軽に相談でき、必要な支援を受けられる場が重要です。障害者総合支援法においても、地域の相談支援の体制づくりが、障がいのある人の地域生活のために必要なものとして位置づけられており、市ではさまざまな相談機関、窓口との連携の強化に努めます。

(1) 総合的な相談体制の充実

東備地域自立支援協議会、福祉事務所、指定特定相談支援事業所等が中心となり、障がいのある人の地域における相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障がいのある人一人ひとりが抱える多様な課題について、行政や相談支援機関だけでは対応が難しいことから、地域住民や医療・福祉事業者などが一体となった地域福祉の仕組みづくりを推進します。

取り組み	内 容
相談支援の充実	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援などを行います。
相談支援体制の整備	福祉事務所及び指定特定相談支援事業所が窓口として、相談に対応します。 また、地域バランスや中立公平性の確保を考慮しながら、利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
東備地域自立支援協議会の充実	地域の関係機関の連携を強化するとともに、障がいのある人の生活全般について適切に対応できる相談支援体制の充実に努めます。
専門職の充実・配置	障がいのある人の相談に適切に対応するため、福祉事務所や指定特定相談支援事業所等に保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の専門職の充実・配置に努めます。

(2) 多様な相談窓口の充実

障がいのある人の身近な相談窓口を充実するとともに、療育、教育、子育て、就労、介護など、多様な地域の相談窓口の連携強化に努めます。

取り組み	内 容
障がい者相談員の配置	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員を配置し、地域の障がいのある人からの日常的な相談に応じます。
障がい者相談員研修の実施	障がい者相談員を対象として、変動する社会情勢や福祉サービスについての研修会などを開催し、資質の向上に努めます。
各種相談機関の連携強化	民生委員児童委員協議会、指定相談支援事業所、社会福祉協議会、地域活動団体、子育て支援センター、地域包括支援センター等の各種相談機関及び医療機関との連携強化に努めます。

(3) 情報保障の充実

障がいのある人が日常生活を送るうえでさまざまな情報を入手・発信できるよう、障がいのある人のニーズに応じた情報提供やコミュニケーション支援に努めます。

取り組み	内 容
行政サービスの周知	障がい者福祉施策のパンフレットの充実を図るとともに、各種団体の会議などに出席し、サービスの紹介、相談などに応じます。また、広報びぜん、ホームページ、有線テレビ放送（ひなビジョン）などを活用し周知を図ります。なお、視覚障がいのある人には、希望者に録音による「声の広報びぜん」を配布します。
手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者を派遣します。また、聴覚障がいのある人の参加が見込まれる事業等についても、同様に派遣します。【地域生活支援事業】
インターネットを活用した情報提供・相談の充実	障がいのある人に対する情報提供や相談の手段として、インターネットの活用について検討します。
IT講師の派遣	社会の高度情報化の動向に対応して、パソコンなど情報機器の利用やインターネット、パソコン通信などへの取り組みを支援するため、IT講師を派遣します。【地域生活支援事業】
福祉機器・用具の展示	各種イベントなどで展示し情報提供に努めます。

4 保健・医療サービスの充実

障がいの発生時期や原因はさまざまであり、ライフステージに応じた障がいの早期発見・支援対策が必要です。

健康づくりとして、生活習慣病予防対策に加え、高齢者の介護予防を充実することも重要な課題です。また、近年では、社会環境の多様化とともにストレスが増大し、うつ病などの心の病にかかる人が増加していることから、心の健康づくりに取り組むことも必要です。

さらに、障がいのある人にとって医療サービスは、障がいによる心身機能の低下軽減や、二次障がいの予防、健康の増進、リハビリテーションなど、自立した生活を送るうえで重要なサービスです。3市立病院など地域の医療機関が、それぞれの特徴を活かし、相互に関連する取り組みが求められます。

(1) 障がいの発生の予防

障がいの発生予防を図るため、妊娠期、周産期、小児期、成人期、高齢期の各期に応じた有効な対応を行います。

取り組み	内 容
妊 娠 期 ・ 周 産 期 ・ 小 児 期 での 対 応	妊娠期から健康管理などについての正しい知識の習得や相談体制の充実などにより、障がいの発生予防に努めます。
成人期・高齢期での対応	疾病などによる中途障がいを予防するために、成人期から生活習慣病予防に取り組み、健康で生き生きした高齢期を過ごすことができるよう、各年代に応じた健康教育・健康相談などの充実を図ります。

(2) 障がいの早期発見・疾病の早期対応

疾病や障がいなどについては、できるだけ早期に発見し、必要な治療と指導・訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の自立と社会参加へつなげます。

取り組み	内 容
健 康 診 査 等 の 充 実	4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査などの充実を図り、必要な乳幼児に対して家庭訪問を行うほか、総合療育相談事業の利用や医療機関などの関係機関との連絡を密にし、フォロー体制の充実を図ります。
保 護 者 へ の 支 援	障がいのある子どもをもつ保護者に対するカウンセリングや、子育て・療育についての情報の提供と訪問指導、マザーズスクールなどにより、保護者の育児不安軽減、子どもの発達促進を図ります。
総合療育相談体制の充実	身近な地域で医療・福祉・教育分野の専門的な療育指導・訓練・教育などが受けられるよう、医療機関・福祉施設・教育機関との連携と協力を進めます。

取り組み	内 容
情報提供の充実	保護者に医療・療育についての総合的な情報を提供するよう努めます。

(3) 障がいの軽減・補完など

障がいの軽減を図り、障がいの重度化・重複化、二次障がいなどを防止するため、医療機関等と連携した取り組みを進めます。

取り組み	内 容
リハビリテーションの充実	障がいを軽減し自立を促進するには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施の協力体制の充実を図ります。 また、生活の場である地域においては、障がいがあっても、住み慣れたところで暮らすという地域リハビリテーションの考え方にに基づき、在宅保健福祉施策の充実を図ります。
障がいの軽減、補完	障がいの軽減・補完のため、保健師等による相談・支援、更生医療の給付、身体障害者更生相談、補装具の支給、日常生活用具の給付などの充実を図ります。
介護用具などの貸出し	社会福祉協議会が行っている介護用具などの貸出し事業について、ニーズに応じた充実を図ります。

(4) 心の健康づくりの推進

市民の心の健康づくりに取り組むとともに、精神障がいに関する正しい知識の普及を図ります。また、心療内科や精神科のさらなる設置を要望します。

取り組み	内 容
心の健康づくりの推進	ストレスの対処法や休養のとり方など、心の健康づくりに関して広報紙や各種の教室等あらゆる機会を通じて知識の普及、啓発を図ります。
精神障がい等に関する啓発・広報の推進	市民講座の開設や、パンフレット、広報紙などにより、精神障がい等についての啓発に努めます。
医療機関の整備	関係機関（県・医師会・市立病院など）に対して、対象診療科のさらなる設置を要望します。
相談体制の充実	さまざまな心の健康について、精神科医師等による医学的相談体制の充実を図ります。

(5) 難病患者への支援

難病患者の在宅生活を支援し、自立と社会参加を図ります。

取り組み	内 容
ホームヘルパーの派遣	難病患者に対し、ホームヘルパーの派遣を行います。
日常生活用具の給付	難病患者に対し、必要な日常生活用具の給付を行います。

5 生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、日々の生活や活動を支えるための在宅福祉サービスや居住支援、外出支援の充実に取り組みます。

(1) 在宅福祉サービスの充実

障がいの特性や、高齢化・核家族化などの家庭環境に配慮して、在宅福祉サービスの提供に努めます。

取り組み	内 容
訪問系サービスの充実	在宅生活を支える訪問系サービスの充実を図ります。【第5章参照】
地域生活支援事業の充実	日常生活用具の給付、日中一時支援事業などの地域生活支援事業の充実を図ります。【第5章参照】
介護サービスの充実	喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

(2) 居住支援の充実

障がいのある人の生活に配慮した住宅や共同生活の場などの確保に努めます。

取り組み	内 容
公営住宅への入居	障がいのある人の公営住宅への入居については、優遇措置がとられており、今後も引き続き実施します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。【地域生活支援事業】
不動産業者への理解促進	不動産業者に対し、障がいのある人に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について理解と協力を求めます。
居住系サービスの整備促進	グループホームの整備について、県と連携しながら事業所へ積極的に働きかけます。

(3) 外出支援の充実

障がいのある人の外出にあたっては、地形的要因等から自家用車への依存度が高いため、障がいのある人が社会参加しやすくなるよう、支援の充実に努めます。

取り組み	内 容
移動支援事業の充実	福祉有償運送や移動支援を行う事業者が増えるよう働きかけ、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。 【地域生活支援事業】
同行援護の利用促進	屋外での移動が困難な視覚障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。【地域生活支援事業】
交通機関の充実	路線バスへのノンステップバス導入を促進するとともに、市内の交通体系整備を勘案しながら福祉バス、福祉タクシーについても検討します。
公共交通機関などの利用の利便性の確保	JRの駅、バス停などのバリアフリー化について、スロープの設置、ベンチや屋根の整備、段差の解消などを交通事業者へ働きかけます。

(4) 経済的負担の軽減

諸手当や生活福祉資金の貸付けなどの制度の周知に努めます。

取り組み	内 容
年金・手当制度の周知	障害基礎年金などの公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当などの各種制度を周知します。
生活福祉資金貸付事業の周知	社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の周知と利用促進に努めます。
各種割引制度等の周知	税の減免制度、JR等の料金の割引制度、公共施設の利用料や入場料等の割引制度などの周知と利用促進に努めます。

6 雇用・就労の促進

雇用・就労は、障がいのある人の社会的自立に向けて重要な課題であることから、事業主などへの理解と協力を求め、就労を通じて社会参加できるよう施策を推進します。

(1) 障がいのある人の雇用機会の拡大の推進

障がいのある人の雇用機会の拡大、法定雇用率の遵守のため、啓発・協力を呼びかけます。また、公的部門においても障がいのある人の雇用拡大に努めます。

取り組み	内 容
法定雇用率の遵守	法定雇用率の遵守と実雇用率の引き上げに向けて、各種助成措置の周知活用、事業主への指導、協力推進など、公共職業安定所の行う事業に協力し、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。
障がい者雇用の協力	各種会議等において、障がい者雇用の協力を企業などに呼びかけます。また、重度障がい者多数雇用事業所の増加に努めます。
公的部門における障がい者雇用の拡大	市職員の採用については、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門も含め障がいのある人の雇用拡大に努めます。

(2) 就労へ向けた支援

公共職業安定所等関係機関と連携し、障がいのある人への就労に向けた相談支援を図ります。

取り組み	内 容
障害者雇用連絡会議への参加	障がいのある人の雇用について、関係機関などの情報交換や個別ケースなどの協議の場とするため、公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会議へ積極的に参加します。
一般就労への支援	一般企業への就労に向けて、就労移行支援事業や就労継続支援A型事業の利用促進を図ります。

(3) 福祉的就労の場の確保

障がいのある人の中には、働く意欲があっても年齢や障がいの程度、特性などのために企業での一般就労が難しい人もいます。福祉的な就労を支援するサービスとして就労継続支援B型事業や地域活動支援センターがあり、これらの福祉的就労の場を確保するとともに就職支援活動を推進します。

取り組み	内 容
就労継続支援B型事業の整備	事業所と連携し、就労継続支援B型事業の基盤整備を進めます。
地域活動支援センター事業の整備	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、生産活動などのサービスを提供します。

(4) 障害者優先調達の推進

障がいのある人の自立促進のため、障がい者就労施設等から物品の購入や、業務の委託などを推進します。

7 日中活動の場の確保

障がいのある人が地域で自分らしく生活するためには、就労だけでなく、主体的に日中活動を選んで利用できるよう、日中活動系サービスや活動の場を確保することが必要です。

(1) 日中活動系サービスの確保

障がいのある人が希望に応じて日中活動を選ぶことができるよう、質・量ともに十分なサービスの確保に努めます。

取り組み	内 容
日中活動系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの基盤整備を進めます。【第5章参照】

(2) 市有施設の有効活用

障がいのある人の日中活動の場として、市有施設の有効活用を図ります。

取り組み	内 容
地域活動支援センターの活用	創作的活動、生産活動の機会等を提供し、日中活動の場とします。
オープンスペースの確保	障がいのある人の相互の交流や仲間づくりができる、自立生活の糧となる場の設置を検討します。

(3) 精神障がいのある人の地域生活支援

精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、日中活動の場の充実に努めるとともに、地域における精神保健福祉の普及啓発に努めます。

また、精神障がいのある人等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要なことから、お互いの悩みを共有・情報交換する家族同士の交流活動への支援の充実にも努めます。

取り組み	内 容
精神障がいのある人の退院促進	医療機関やサービス事業者、関係機関と連携して精神障がいのある人の退院促進に努めます。
日中活動の場の充実	精神障がいのある人が地域の中でさまざまな日中活動を選ぶことができるよう、日中活動系サービスにおける精神障がいのある人の受け入れを促進します。

取り組み	内 容
精神保健知識の普及啓発	社会が精神障がいのある人を受け入れやすくするための精神保健知識の普及啓発に努めます。
地域交流サロンの充実	地域交流サロン「とまり木」及び「色えんぴつ」の利用促進に努めます。

8 子育て支援の充実

障がいのある子どもが地域で安心した生活を続けるためには、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業後にいたるまでの一貫した相談支援及び療育・教育体制づくりが必要です。

また、学校教育については、特別支援教育が導入され、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育を推進しており、その中核となる教員を特別支援教育コーディネーターとして全校で配置しています。

(1) 障がいのある子どもに対する子育て支援の充実（療育・保育・教育等）

障がいのある子どもについては、障がいをできるだけ早期に把握し、必要な診療や相談、支援が行えるよう努めるとともに、障がいのある子どもの保護者がその障がいを受け止め、障がいの特性にあった子育てや教育が行えるよう、障がいについての情報提供や専門的な相談・指導など、きめ細かな支援を図ります。

また、障がいのある子どもが身近な地域で保育サービスを受けられるよう、体制整備に努めるほか、できる限り地域の学校に通学でき、障がいのない子どもとともに学べる環境づくりを進めるため、県・市による人員の充実や施設の整備に努めます。

取り組み	内 容
療 育 の 充 実	医療、治療、訓練などを必要とする子どもの実態を把握し、関係機関との連携を密にすることにより、すこやかな成長が促進されるよう努めます。
保育園、幼稚園、こども園での受け入れ	障がいのある子どもが生まれ育った地域で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園、幼稚園、こども園での受け入れを行います。
障がいのある子どもの幼児期における保育・教育の充実	園職員を中心とする関係者の研修の充実を図るなど、ニーズに応じた保育・教育を推進します。
幼児期における保育・教育の内容の充実	障がいのある子どもの心身の状況の正確な把握に努め、保育内容を充実し、発育が促進されるよう園職員や関係者との連携を強化します。

取り組み	内 容
障がいのある子どもの学校教育の充実	保育園、幼稚園、こども園及び小・中学校が連携を密にし、一貫した教育と指導を進め、全教職員の共通理解と協力体制をつくり、特別支援教育の充実を図ります。
特別支援学級の設置	障がいの種類や程度に応じた特別支援学級の新設や整備、備品の充実を岡山県教育委員会に働きかけます。
教職員の指導力の向上	特別支援教育コーディネーターが中核となり、研修等により指導力の向上や指導体制の確立に努めます。また、文部科学省や岡山県教育委員会が行う研修・研究会などをはじめ各種の研修に積極的に参加します。
「ことばの教室」の充実	言語に障がいのある子どもの教育について保護者のさまざまな疑問に答えるとともに、その充実を図ります。伊部小学校の「ことばの教室」が、言語の障がいに専門的に対応する東備地区のセンターとして、役割が果たせるよう体制の整備、充実に努めます。
学習内容の充実	障がいのある子ども等の社会体験を豊かにするために、子どもの状況を踏まえた教育課程の編成や学習指導を行います。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりに取り組みます。
地域との交流機会の確保	障がいのある子ども等への理解を促進するために、小・中学校の児童生徒や地域社会の人々と活動を共にし、積極的にふれあう交流の機会を確保します。
子育て支援団体等との連携	地域で活動している子育て支援団体等と連携し、子育てしやすい環境づくりを促進します。

(2) 教育相談、教育支援体制の充実

障がいのある子どもの教育について、専門的な機関や相談体制を確立し、障がいの実態、程度、特性に応じて適正な教育支援が行えるよう努めます。

取り組み	内 容
教育相談の実施	子どもの実態を早期から的確に把握するとともに、保護者の考え方や意見などを聴き、そのうえで特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図っていきます。
教育支援体制の整備	教育支援委員会の活用を図り、障がいのある子ども等の早期実態把握と情報提供、就学相談を行い、就学手続きが円滑に行われるようにします。

取り組み	内 容
園 内 ・ 校 内 教 育 支 援 委 員 会 の 充 実	園、学校等における園内就学指導委員会・校内教育支援委員会において、特別支援教育の共通理解、障がいのある子ども等の実態把握や情報交換、適正な就学が行われるよう、今後とも学校等へ働きかけます。
進 路 指 導 の 充 実	義務教育を修了した子どもの進路については、高等学校、特別支援学校など、教育や就職の機会が開かれるよう努めます。

(3) 発達障がいへの適切な支援

発達障がいについては、発達障がい者支援コーディネーターを中心に、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。特に、早期発見、早期支援が重要であるため、適切な対応に努めます。

取り組み	内 容
発 達 障 がい の ある 人 へ の 支 援	ライフステージを通じた相談支援体制の構築を図るため、発達障がいに対して専門的な知識をもつ発達障がい者支援コーディネーターを配置し、個別の相談や保育園、幼稚園、こども園への巡回などを行い、一貫した専門的な支援に努めます。
発 達 障 がい に つ い て の 情 報 提 供 ・ 啓 発	各種広報媒体やパンフレット、保健・保育・教育などの相談事業、講演会などを通して、アスペルガー症候群、学習障がいや注意欠陥（注意欠如）多動性障がい、自閉症などの発達障がいについて情報を提供するとともに、障がいに対する知識の普及と理解促進を図ります。
教 職 員 な ど へ の 研 修 機 会 の 充 実	保育園、幼稚園、こども園、小・中学校などを巡回し、教職員等への助言や発達障がいに関する研修会などを実施します
発 達 障 がい の ある 子 ど も 等 へ の 支 援 体 制 づ くり の 推 進	発達障がいのある子ども等が生涯にわたり地域で安心して生活を続けるために、発達障がい者支援コーディネーターを中心とし、保健・医療・福祉・教育等関係機関の調整を行い、地域で一貫した支援が行われるような体制づくりを推進します。

障がいのある人が積極的に社会参加し、地域の人々と交流を広げることは、生きがいのある充実した生活を送るうえで大変重要です。

このため、障がいのある人が生涯学習やスポーツ活動・文化活動などに自主的に参加できるよう努めます。

(1) 生涯学習の充実

障がいのある人の社会参加を促進するとともに、自己実現や生きがいづくりの場としても重要である生涯学習の充実を図ります。

取り組み	内 容
障がいのある人に対する生涯学習機会の充実	障がいのある人が気軽に生涯学習講座に参加できるよう、講座の運営方法や内容などの充実を図ります。
市主催事業等での手話通訳等の実施	市主催等の研修会や講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置及び派遣します。
点字図書・LLブックの整備	図書館の点字図書、LLブックの充実に努めます。
IT講師の派遣	再掲(P27)

(2) スポーツ・レクリエーションの充実等

豊かなスポーツライフの実現に向けて、障がいのある人を含めた市民一人ひとりがスポーツを楽しみ、スポーツを通して仲間づくりができ、地域交流が深められるよう、イベントの充実など環境整備に努めます。

取り組み	内 容
各種大会、イベントの充実	障がいのある人も楽しく参加できる体験型スポーツフェスティバルや、車椅子競技のある「ふれあいマラソン大会」を開催します。
指導者の育成	障がい者スポーツの指導ができる指導者の育成に努めます。
施設のバリアフリー化の推進	市内のスポーツ施設のバリアフリー化を推進し、市民が気軽に利用でき、スポーツが楽しめる施設整備に努めます。
岡山県障害者スポーツ大会への選手団派遣	岡山県障害者スポーツ大会の各種競技へ、市選手団を派遣します。また、事前に参加種目の練習の機会を提供するよう努めます。

(3) 文化活動の参加促進

障がいのある人が、文化活動などを通じて社会参加できるよう、行事の拡充を図ります。

取り組み	内 容
文化行事等の拡充	各種文化教室や行事の拡充を図り、障がいのある人が多く参加できるように努めます。
作品発表機会の充実	「市民ふれあい福祉まつり」等で障がいのある人の作品を展示し、文化活動の活性化に努めます。

10 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての市民が快適に暮らし安心して外出・移動できるよう、今後もバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることが必要です。

また、施設整備について、障がい者団体などからの意見聴取、協議の場や機会を設けるなどの取り組みも必要です。

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

取り組み	内 容
バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくり	障がいのある人や高齢者をはじめ妊産婦、乳幼児、子どもなどを含むすべての人々が利用しやすいように、公共施設の整備を進めます。また、多くの人々が利用する病院、店舗などの民間建築物、列車、バスなどの公共交通機関などについても啓発広報活動等により整備促進を図ります。
都市計画事業などによる取り組み	都市計画マスタープランにもとづき、障がいのある人に配慮したまちづくりを進めます。

(2) 人にやさしい住宅環境の整備

障がいのある人の生活が住み慣れた地域で快適なものとなるよう、障がいのある人のニーズに対応した住宅環境の整備に努めます。

取り組み	内 容
障がいのある人に配慮した 公 営 住 宅 の 提 供	公営住宅を新たに整備する際には、障がいのある人に配慮したバリアフリー化を図っていきます。また、入居者が市の福祉サービスを利用し住宅改修を希望される場合には、柔軟に対応します。
グループホームなどの整備	福祉事業者へ、グループホームなどの整備について働きかけます。
歩 行 空 間 の 整 備	歩道の拡幅や段差の解消の際には、障がいのある人の意見を聞きながら快適な歩行空間の整備に努めます。

(3) 人にやさしい建築物等の整備

バリアフリーやユニバーサルデザインの視点による建築物等の整備を進めます。

取り組み	内 容
官公庁施設のバリア フ リ ー 化 の 推 進	官公庁施設については、バリアフリー法や岡山県福祉のまちづくり条例に適合した施設の整備を図ります。
建築物のバリアフリー化	不特定多数の者が利用する民間建築物については、バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づく基準などを、各種広報媒体を利用して建築主、建築士、住民への周知を図り、バリアフリー化を促進します。

(4) 観光施設の整備

市には備前焼や旧閑谷学校など多くの観光資源があり、大勢の観光客が訪れるため、障がいのある人や高齢者に配慮した施設整備を進めます。

取り組み	内 容
観 光 施 設 の 整 備	多目的トイレの整備や施設等のバリアフリー化を進めます。

11 防犯・防災対策

福祉、保健、医療、防災、警察等の関連する各部門が連携し、地域の防犯・防災対策の充実を図り、障がいのある人が安全に生活できる環境づくりを進めることが必要です。

(1) 防犯・防災知識の普及

障がいのある人が安心して地域での生活を送ることができるよう、障がいのある人に対して防犯・防災知識の普及と啓発を図るとともに、地域の防犯体制の確立に努めます。

取り組み	内 容
防犯・防災知識の普及、啓発	地域住民やボランティア、関係機関などとの連携のもと、防犯・防災知識や、災害・事故が発生した場合の障がいのある人の援助に関する意識啓発と知識の普及を図ります。
自主防災組織の育成	地域における自主防災組織の育成を進めます。
地域における連携の強化	地域住民、警察署、消防署、消防団、ボランティアの適切な協力が得られるよう、それぞれの団体で各地域の障がいのある人の把握ができるようにします。
消費者としての利益擁護・増進のための情報提供	講習会や広報などにより、違法な訪問販売をはじめとする悪質商法等の情報を提供します。
地域安全・防犯体制の構築	障がいのある人や高齢者をあたたかく包む地域ぐるみのネットワークによる地域安全・防犯体制の構築を目指します。 また、福祉事業所等に対し、防犯体制の整備を働きかけます。

(2) 防災体制の確立

備前市地域防災計画に基づき、障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者への災害時の支援に努めます。

取り組み	内 容
避難場所の整備	迅速な避難行動の困難な障がいのある人や避難行動要支援者に配慮した避難場所などの整備を行います。
安心・安全の体制づくり	火災、急病、突発的な事故などの災害に迅速に対応できるよう、緊急通報システムの整備や継続的な意識啓発と、地域連帯による実効的な互助システムの整備に取り組みます。 また、聴覚障がいのある人を対象にした東備消防署の119FAXの利用啓発に努めます。
避難行動要支援者に配慮した備前市地域防災計画等の作成	障がいのある人や高齢者に十分配慮した地域防災計画や防災マニュアルを作成し、関係者に配布するとともに、防災訓練の実施などに努めます。